

あなたの有する狩猟免許は、令和8年9月14日で有効期間を満了し失効します。

狩猟免許の有効期間の更新を希望する場合は、狩猟免許更新に係る適性検査を受検する必要があります。

更新されない場合は、申請書等の提出は必要ありませんが、失効した狩猟免許を以下に記載の返納先に返納してください。

○更新を希望する方へ

この手引きには、狩猟免許更新申請手続きに必要な事項が記載されていますので、間違いや不足がないように申請手続きを行ってください。

同封の納付書で事前に金融機関で手数料を納付し、希望する日程の適性検査を開催する農林水産事務所に、申請書類等を提出してください。詳しくは「2 更新申請手続き」をご覧ください。

なお、複数の狩猟免許をお持ちの方で、有効期間が異なる狩猟免許をお持ちの方については、令和8年度に有効期間が満了する狩猟免許と同時に、有効期間満了前の狩猟免許も更新することができます。その場合、別の申請書等が新たに必要となりますので、各農林水産事務所までお問い合わせください。

その他、ご不明な点につきましては、お住まいの市町を管轄する各農林水産事務所までお問い合わせください。

お問い合わせ先・申請書等の提出先・失効した狩猟免許の返納先

事務所名	所在地	電話番号	管轄の市町
西部農林水産事務所 林務第一課自然保護係	〒730-0011 広島市中区基町 10-52	082(228)2111 内線 5453～5454	広島市、大竹市、廿日市市、呉市、東広島市、竹原市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、坂町、熊野町、北広島町、安芸太田町、大崎上島町
東部農林水産事務所 林務課自然保護係	〒720-8511 福山市三吉町 1-1-1	084(921)1683	福山市、府中市、尾道市、三原市、神石高原町、世羅町
北部農林水産事務所 林務第一課自然保護係	〒727-0011 庄原市東本町 1-4-1	0824(72)2056	三次市、庄原市

なお、更新申請書等は、適性検査の開催事務所に提出してください。

(例：広島市にお住まいの方が三次庁舎で適性検査を受ける場合、申請書は北部農林水産事務所に提出していただくこととなりますので、ご注意ください。)

1 狩猟免許更新に係る適性検査及び講習会について

(1) 開催日及び会場

事務所	開催日	会場（所在地）	定員	受付締切日 ※必着
東部	6/25（木）	神石高原町三和協働センター大集会室（神石郡神石高原町小島 2023）	70	6/15（月）
北部	6/25（木）	広島県庄原庁舎第3庁舎3階301会議室（庄原市東本町4-1）	100	6/15（月）
西部	6/30（火）	廿日市市役所本庁舎7階大会議室（廿日市市下平良1丁目11-1）	100	6/19（金）
西部	7/1（水）	安芸高田市民文化センタークリスタルアージュ小ホール（安芸高田市吉田町吉田761）	60	6/19（金）
北部	7/2（火）	広島県三次庁舎第3庁舎第601号室（三次市十日市東四丁目6-1）	100	6/22（月）
東部	7/3（金）	広島県福山庁舎第1庁舎141会議室（福山市三吉町1-1-1）	120	6/23（火）
東部	7/7（火）	三原市中央公民館1階大講堂（三原市円一町二丁目3-11）	80	6/26（金）
西部	7/7（火）	安佐北区総合福祉センター6階大会議室（広島市安佐北区可部3-19-22）	100	6/26（金）
西部	7/8（水）	安佐北区総合福祉センター6階大会議室（広島市安佐北区可部3-19-22）	50	6/26（金）
東部	7/10（金）	広島県尾道庁舎5階大会議室（尾道市古浜町26-12）	80	6/30（火）
東部	7/14（水）	広島県福山庁舎第1庁舎141会議室（福山市三吉町1-1-1）	60	7/3（金）
西部	7/15（水）	広島県立総合体育館大会議室（広島市中区基町4-1）	160	7/3（金）
西部	7/21（火）	呉市総合体育館ミーティングルーム（呉市広大新開1丁目7-1）	160	7/10（金）
東部	7/23（木）	世羅町甲山農村環境開発センター多目的ホール（世羅郡世羅町西上原123-1）	120	7/13（月）
北部	7/24（金）	広島県庄原庁舎第3庁舎3階301会議室（庄原市東本町4-1）	100	7/14（火）
東部	7/28（火）	広島県福山庁舎第1庁舎141会議室（福山市三吉町1-1-1）	60	7/17（金）
西部	7/28（火）	広島県農業技術センター講堂（東広島市八本松町原6869）	120	7/17（金）
西部	7/29（水）	広島県農業技術センター講堂（東広島市八本松町原6869）	60	7/17（金）
北部	7/31（金）	広島県三次庁舎第3庁舎第601会議室（三次市十日市東四丁目6-1）	100	7/21（火）
西部	8/4（火）	北広島町まちづくりセンター（山県郡北広島町有田1234）	80	7/24（金）
西部	8/25（火）	広島県立総合体育館大会議室（広島市中区基町4-1）	80	8/14（金）

※駐車可能台数が少ない、または、駐車料金が有料となる場合がありますので、ご了承ください。

※受付締切日に遅れそうな場合は、各農林水産事務所までご連絡ください。

※当日の受付時間は、受検者によって異なりますので、申請後に届く案内通知をよく読んで、必ず決められた時間にお越しください。

(2) 講習会の内容

適性検査（視力、聴力、運動能力）30分程度、講習（狩猟に関する注意喚起）30分程度を予定しています。法令、猟具の取扱い、鳥獣判別、鳥獣の保護管理等に関する講習については、資料を配布しますので、ご自宅で必ずよく読んで、学習してください。

2 更新申請手続き

(1) 提出書類

注意事項を確認して、提出書類を準備してください。

提出前には、欄を活用し、すべての書類がそろっていることを確認し、**黄色の封筒**で提出してください。

<input checked="" type="checkbox"/> 欄	提出書類	提出部数	注意事項
<input type="checkbox"/>	① 狩猟免許更新申請書	狩猟免許の種類ごとに 1部	必要事項を記載・押印し、金融機関で手数料を納付し、申請書裏面に払込証明書を貼付けてください。払込証明書には住所・氏名を記載してください。
<input type="checkbox"/>	②-1 医師の診断書	免許の種類に関わらず、どちらか1部 (網・わな猟の場合も必要)	原本を添付してください。
<input type="checkbox"/>	②-2 猟銃・空気銃所持許可証の写し		許可証番号、交付年月日、住所、氏名等が記載されたページの写しを提出してください。
<input type="checkbox"/>	③ 写真	1部	6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、縦3.0cm、横2.4cmの大きさのもの
<input type="checkbox"/>	④ 受験・受講票	1部	③の写真を貼付して、受講する免許の種類に○をしてください。
<input type="checkbox"/>	⑤ アンケート用紙	1部	アンケートにご協力ください（裏面も忘れずに記載してください）。
<input type="checkbox"/>	⑥ 返信用封筒（水色）	1部	表面に申請者の郵便番号・住所、氏名を記入し、110円切手を貼付けてください。

※この案内には、2種類の封筒（申請用：黄色、返信用：水色）を入れてありますので、使用方法を間違えないようご注意ください。

※電子申請された方は、紙での申請は不要です。

【留意事項】

- 複数の種類の免許を同時に更新される方は、②～⑥の書類は1部ずつの提出で結構です。
- 免許の種類に関係なく、医師の診断書が必要ですが、猟銃・空気銃所持許可証の写しを提出する方は、医師の診断書は不要です。
- 手数料納付後に返却される払込証明書（納付書右側部分）を必ず申請書に貼付して提出してください。払込証明書が貼付されていない場合は、申請を受け付けることができません。また、払込証明書には、申請者の住所・氏名を必ず記載してください。
- 狩猟免許更新申請書を記入する際は、有効期間が満了する狩猟免許をお手元に準備し、免許番号等誤りがないように記入してください。
- 認定鳥獣捕獲等事業の従事者に該当する方については、狩猟について必要な適性の確認をした旨の書面を事業者からまとめて県に提出します。そのため、狩猟について必要な適性の確認をした旨の書面は提出不要です。

(2) 提出先

更新を受けようとする場所を管轄する農林水産事務所林務（第一）課自然保護係

提出の際は、同封の申請用封筒（黄色）を使用し、受検を希望する適性検査の開催事務所名を記載した上で投函してください。

(3) 締め切り

締切日の日付の消印まで有効です。ただし、会場ごとの定員を超過した場合は日程の変更をお願いする場合があります。

(4) 手数料

更新する免許の種類ごとに2,900円

※手数料は、事前に専用の納付書により銀行等で払い込み、払込証明書を各申請書裏面に貼付してください。ゆうちょ銀行はご利用できません。申請書を受理した後は、申請書や手数料などは返還しません。

※電子申請で納付された方は、専用の納付書を使つての払い込みは必要ありません。

3 受講票等の発送について

各適性検査の締切日以降、順次通知（適性検査当日のご案内）を発送いたします。（発送は、適性検査当日の概ね1週間前となります）。日程が希望に沿えない場合は、管轄の農林水産事務所から電話等でご連絡します。

4 狩猟免状について

関係法令により、狩猟免許の更新をした際は現在お持ちの狩猟免状と引き換えに新しい狩猟免状を交付することが定められています。新しい狩猟免状は、更新年の9月15日付けで交付します。

お持ちの更新をする狩猟免状（原本）は適性検査当日に回収しますので、忘れず持参してください。狩猟免状を紛失した方は再交付の手続きが必要ですので、あらかじめ管轄の農林水産事務所林務（第一）課に連絡してください。

狩猟免状（原本）の引き換えができない場合、新しい狩猟免状を交付することはできません。適性検査当日に持参できなかった場合は、有効期間が満了するまでに管轄の農林水産事務所に必ず提出してください。狩猟免状を紛失している場合は再交付手続きを行ってください。

なお、有害鳥獣捕獲許可申請や銃所持許可更新申請等により狩猟免状を使用する予定がある方は、写しをとっておくか、必要な旨を適性検査当日申し出てください。